副腎皮質ホルモン剤 卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤 その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）	若年性関節炎 関節症 強直性脊椎炎 脊椎症（胸部および腰仙部） 閉経期およびその他の閉経周辺期障害

別表第四

インシュリン製剤
ヒト成長ホルモン剤
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
性腺刺激ホルモン製剤
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体
ソマトスタチンアナログ
自己連続携行式腹膜灌流用灌流液
在宅中心静脈栄養法用輸液
インターフェロンアルファ製剤
ブトルファノール製剤
ブプレノルフィン製剤
抗悪性腫瘍剤
グルカゴン製剤
ヒトソマトメジンＣ製剤
人工腎臓用透析液（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成６年３月厚生省告示第54号）別表第１医科診療報酬点数表第２章第２部区分番号Ｃ１０２－２に掲げる在宅血液透析透析指導管理料を算定している患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）
血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）
生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）
プロスタグランジンI_2製剤
塩酸モルヒネ製剤

○厚生省告示第七十四号

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第二条の四の規定に基づき、保険薬局に係る厚生大臣の定める掲示事項を定める件（平成八年三月厚生省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月十七日　厚生大臣　丹羽　雄哉

第一号中「薬剤服用歴管理指導料」を「薬剤服用歴管理・指導料」に、第二号中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改める。

○厚生省告示第七十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十七第二項の規定に基づき、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成六年八月厚生省告示第二百三十七号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた指定訪問看護の費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成十二年三月十七日　厚生大臣　丹羽　雄哉

別表の１の注４中「食堂」を「当該患者（療養病棟に入院する患者を除く。）について、食堂」に改める。

○厚生省告示第七十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ四第四項の規定に基づき、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成六年九月厚生省告示第二百九十六号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた指定訪問看護の費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成十二年三月十七日　厚生大臣　丹羽　雄哉

別表の通則を通則第一項とし、同項中「１又は２」を「１」に、「３」を「２」に、「４又は５」を「３又は４」に改め、第一項の次に第二項として次のように加える。

２　前号の規定により算定する指定訪問看護の費用の額は、別に厚生大臣が定める場合を除き、介護保険法（平成９年法律第123号）第62条に規定する要介護被保険者等については、算定しないものとする。

別表の１のイを次のように改める。

イ　訪問看護基本療養費(1)

(1)　保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、理学療法士又は作業療法士による場合

㈠　週３日目まで　5,300円

㈡　週４日目以降　6,300円

(2)　准看護婦又は准看護士による場合

㈠　週３日目まで　4,800円

㈡　週４日目以降　5,800円

別表の１の注１中「老人保健施設」を「介護保険法第７条第22条に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）」に、「法」を「健康保険法」に改める。

別表の１の注２中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に、注３中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。

別表の１中注６を次のように改める。

７　利用者について、次のいずれかに該当する場合は所定額は算定しない。ただし、別に厚生大臣が定める場合についてはこの限りではない。

イ　病院、診療所及び介護老人保健施設等の医師若しくは看護婦等が配置されている施設に現に入院若しくは入所している場合

ロ　介護保険法第７条第15項に規定する痴呆対応型共同生活介護、同法第７条第16項に規定する特定施設入所者生活介護の提供を受けている場合

ハ　他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護を受けている場合

別表の１中注５を注６とし、注４を注５とし、注３の次に注４として次のように加える。

４　イについては、注１に規定する別に厚生大臣が定める疾病等の利用者又は注３に規定する14日を限度として所定額を算定する利用者に対して、必要に応じて１日に２回以上訪問看護を実施した場合は、難病等複数回訪問加算として、所定額に2,500円を加算する。

別表の２を削る。

別表の３の注２及び注３中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に、注４中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改め、同表の３を２に改める。

別表の４を３に、５を４に改める。

○厚生省告示第七十七号

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成六年九月厚生省告示第二百九十六号）及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成四年二月厚生省告示第二十九号）の規定に基づき、指定訪問看護及び指定老人訪問看護に係る厚生大臣の定める疾病等を次のように定め、平成十二年四月一日から適用し、厚生大臣が定める老人訪問看護療養費に関する疾病等（平成六年八月厚生省告示第二百八十二号）厚生大臣の定める疾病等（平成六年八月厚生省告示第二百七号）及び指定訪問看護に係る厚生大臣の定める状態（平成十年三月厚生省告示第八十五号）は四十九号）及び指定老人訪問看護に係る厚生大臣が定める状態（平成十年三月厚生省告示第八十五号）は平成十二年三月三十一日限り廃止する。

平成十二年三月十七日　厚生大臣　丹羽　雄哉